

# 防府市スポーツ少年団本部規約

平成2年4月1日制定

## 第一章 本部

(名称及び事務局)

第1条 この本部は、防府市スポーツ少年団（以下「本部」という）と称し、事務局を防府市文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課内に置く。

(目的)

第2条 本部は、スポーツを通じて少年の心身を鍛練するため、市内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

(事業)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) スポーツ少年団の登録事務
- (2) スポーツ少年団指導者・リーダーの養成
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) 各スポーツ少年団の融和と強化を図る事業の実施または援助
- (5) スポーツ少年団に関する調査・研究

(登録)

第4条 本部に加入しようとする団は、毎年所定の登録手続きを行なわなければならない。

(役員)

第5条 本部に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 本部長  | 1名  |
| (2) 副本部長 | 2名  |
| (3) 理事長  | 1名  |
| (4) 理事   | 若干名 |
| (5) 監事   | 2名  |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次により行なう。

- (1) 本部長は教育委員会教育長とする。

- (2) 副本部長は、本部長が任命し、総会において承認を受ける。
- (3) 理事長は、防府市スポーツ少年団指導者協議会長が兼務する。
- (4) 理事及び監事は、次の各号に掲げる所属の中から推挙され、本部長が委嘱する。

ア 防府市スポーツ少年団指導者協議会

イ 防府市小学校長会

ウ 防府市小学校体育連盟

エ 防府市スポーツ協会

オ 防府市子ども会育成連絡協議会

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長は本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故のある時は、その職務を代行する。
- (3) 監事は本部会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。なお、補欠により選出された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、本部総会(以下「総会」という)及び本部理事会(以下「理事会」という)とする。

(総会)

第10条 総会は、本部長が招集し、議長は本部長をもってこれに充てる。

- 2 総会は構成員の半数以上が出席しなければ開会できない。なお、委任状提出者については、出席者とみなす。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数の賛同を得て可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 本部の予算及び決算に関する事項。

(2) 本部の年間行事に関する事項。

(3) その他本部の重要事項で総会の審議を必要と認める事項。

(理事会)

第11条 理事会は理事長が招集し、理事会の議長は理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は本部の会務を執行するとともに重要事項を審議する。

## 第二章 指導者協議会

(指導者協議会)

第12条 本部に指導者協議会（以下「協議会」という）を置く。

(目的)

第13条 協議会はスポーツ少年団指導者相互の連絡調整を図り、意見交換するとともに団員の健全な育成とスポーツの振興を実現することを目的とする。

(事業)

第14条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) 指導者の相互研修及び資質を向上させることに関すること。

(2) スポーツ少年団の育成及び調査研究に関すること。

(3) 防府市スポーツ少年団への事業協力と事業推進に関すること。

(4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第15条 協議会は本部において、日本スポーツ少年団本部指導者登録規程により、登録されている指導者をもって組織する。

(役員)

第16条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(役員を選出)

第17条 会長及び副会長は理事の互選とする。

2 理事は各種目からの推薦により決定する。

(役員の仕事)

第18条 会長は協議会を代表し、会を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

3 理事は会の審議についてこれにあたる。

(役員の仕事)

第19条 協議会役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第20条 会議は理事会とし、必要に応じ会長が招集する。

(理事会)

第21条 理事会は会長、副会長、理事で構成し次に掲げる事項について審議する。

(1) 協議会の運営に関する事項。

(2) その他 特に必要な事項。

### 第三章 会計

(会計)

第22条 本部の経費は、登録料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

### 第四章 雑則

(規約の変更)

第23条 本規約の変更は、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければ変更することができない。可否同数の場合は会長が決定する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

防府市スポーツ少年団指導者協議会規約（昭和61年4月1日）は

廃止する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。